

3. 単独処理浄化槽を浄化槽に転換するための手続や費用と補助制度

(1) 転換のために必要な手続や費用

① 単独処理浄化槽の撤去

単独処理浄化槽を撤去する場合は、浄化槽を使用しなくなった日から30日以内に浄化槽法に基づく廃止届を自治体の窓口に出し、提出しなければなりません。

単独処理浄化槽の撤去には、一般に、槽内の洗浄・消毒といった清掃、撤去工事、槽本体の処分費用が必要になります。単独処理浄化槽に雨どいの配管を継いで防火水槽にしたり、散水用水として雨水を貯留する方法もあります。

② 新しい浄化槽の設置

浄化槽の設置に際しては、工事の前に設置の届出を自治体窓口に出し、設置工事は浄化槽設備士がいる都道府県の登録を受けた浄化槽工事業者に作業を依頼しなければなりません。

浄化槽の新設には、浄化槽の本体、設置工事、宅内配管等の費用が必要になります。

(参考) 単独処理浄化槽を浄化槽に転換するための費用の例

浄化槽の撤去や設置に関する費用は、撤去する場所、設置する場所、浄化槽の規模や工事の内容によってさまざまです。ここでは参考にアンケート調査における費用の例を以下に示します。

単独処理浄化槽を撤去する際の費用の例

93,300 円／基(5人槽の場合)

<内訳>

清掃	29,900 円
撤去工事	24,000 円
処分	39,400 円

((社)浄化槽システム協会:平成20年度版浄化槽普及促進ハンドブックより)

新しく浄化槽を設置する際の費用の例

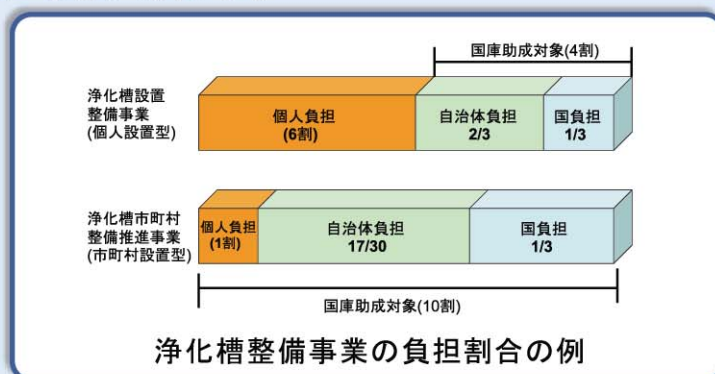
<人槽規模>

5人槽	80.4 万円／基
7人槽	98.4 万円／基
10人槽	130.5 万円／基

(環境省:平成20年度污水处理施設の効率的整備促進に関する調査報告書より)

(2) 設置等への補助制度

多くの市町村では、国庫助成制度を活用して、浄化槽の設置への助成制度を設けています。国庫助成制度には浄化槽設置整備事業(個人設置型)と浄化槽市町村整備推進事業(市町村設置型)の大きく分けて二通りがあります。



浄化槽整備事業の負担割合の例

単独処理浄化槽の撤去又は有効利用に係る費用や浄化槽の設置費用等に対し、自治体によって独自の助成制度を設けている場合があります。また、助成を受けるためにはいくつかの要件があります。詳しくは自治体の浄化槽担当窓口にお問い合わせください。